

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年7月25日(月) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 事務局 前田 篤史 書記 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
農地改良届出書について
5. 議 事
 - (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第16号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第17号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (4) 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他
農地利用状況調査(8月～9月)について

事務局長	<p>令和4年度第4回目の東彼杵町農業委員会7月期の総会を開催いたします。本日は農業委員さん推進委員さんともに全員が出席されています。</p> <p>西坂会長に議事進行をお願いする前に再度確認事項ではありますが、総会時の進行について説明します。総会中の発言につきましては、挙手をされて、会長より指名を受けたのち、農業委員さんは議席番号と氏名、推進員さんは地区名と氏名を述べられた後に発言をお願いします。また発言者が発言している際は、発言者以外は私語を慎みください。総会中の議事につきましては、議事録として公開することが義務付けられていますので全てを録音し議事録を作成しております。なお、途中で話を中断するときや議事録に残さないで意見を述べられたい場合は会長に暫時休憩をお申し付けください。以上の要領となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは西坂会長よりよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>今、局長の方から説明がありましたように議事録を残さないといけないので、会を円滑に進めるうえでルールに従ってもらえるようによろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>まずは3番の議事録署名委員の指名について、本日は5番の林田委員、6番の山口委員によろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>4番の報告事項、農地改良届出書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 ページをご覧ください。農地改良届出書について、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記の通り提出されたので報告します。後日改良届の内容など詳しく説明したいと思いますが、今日はこの資料に沿って説明します。基本的には盛土切土を伴う造成は提出しなければならないので、畑の嵩上とか茶畑の改植に伴う造成の際は出してもらおうようにしています。</p> <p>当該農地が彼杵宿郷 508-1、508-3、畑で 378 m²、児童体育館の裏の圃場で下に写真があります。農地改良の目的としては、土地が低く大雨で浸水するため嵩上する。施工時期は令和4年7月25日から半年以内とありますので、令和5年1月24日までとしておりますけど、今日既に土を入れられていたということで、いつからか聞いたところ、先週の金曜日から土を、事前着工となりましたけど入れてありますということでした。備考にあります、公共工事残土等を利用して嵩上をすると、下の航空写真の赤いところが申請地ですが、その下に4分団詰所建設予定地と白文字で書いてありますが、ここの残土が出るということで、それを利用して嵩上をすると改良届が出ております。</p> <p>4 ページが農地改良届調書ということで、必要事項をまとめる調書を作っております。同意書等の添付は省略しています。本人の誓約書もちゃんと出されております。本人以外の土地所有者がいる場合、その方の同意書をいただいております。隣接土地所有者の同意もいただいております。建設課との協議ですけども、水路が北側にあるので話をしておいた方がいいですよと伝えていましたが、最終的にどうなったのか確認してはいたのですが、協議はしてくださいとお伝えはしています。5 ページですけど、これが改良届出書の様式になります。下の6番工事完了後の作付計画ということで、嵩</p>

	<p>上して野菜を作られるということです。次の6ページ、被害防除計画書ということで、転用と同じで被害防除計画書を出すようにしております。1、周囲の農地、人家、道路水路等への土砂流出、たい積、崩壊等による被害の恐れを生じさせないための対策で、(1)盛土を行う、最高40cm、最低10cm、(2)被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由、窪地の埋め上げのみのためと、影響はないですと書いてあります。2、近傍のうちの日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置ということで、これも窪地の埋め上げのみであるためと、影響ないとされております。排水は自然流化となっております。7ページが平面図及び断面図で、写真が見つらいですけど、駐車場があって上に508-1と508-3とあって、A~Fと書いてありますが、ABの断面図、CDの断面図、EFの断面図が下に書いてあります。1番上のBの方が駐車場側でブロック塀をついています、Aが線路側で、ここが40cm程度窪地になっており、ここを埋め上げ、1番下のFの方が駐車場側でEの方が、こちらもブロック塀がありますが、ここは10cm程度凹んでいるということで、埋め上げたいということでしたけど、最終的には工事の残土が無くなったとのことで、航空写真で言うと右側のEFの断面がとってある10cmの方、こちらが出来ないということで、40cm埋め上げの方だけするという計画に、書類を出した後になったということでした。8ページ9ページは写真です。見にくいですけど、8ページの上の写真で手前が508-3で奥が508-1、奥の方だけ40cm埋められると、他は反対から見た写真です。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。一応説明事項となっておりますけど、今日の現地調査で、当番の委員さん、現地の担当委員さん、推進委員さんにお越しいただいております。何か補足や説明などありましたらお願いしたいと思っておりますけど特段ないですかね。</p>
委員	<p>ありません</p>
議長	<p>わかりました、報告事項ということでそのまま進めさせていただきます。それでは5番の議事の方に入りたいと思います。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議するということで、3条については1件だけです。所有権移転の無償の贈与です。菅無田郷1917-3、畑1筆99㎡、申請事由を書いておりますけども、申請地と譲受人の農地が隣接しており、当該境界部分の一部を贈与するというので、備考のところにありますR4.3月に分筆をされているという状況です。11ページに図面を付けています。赤い建物が菅無田公民館で、L字みたいになっているのが農地で、そのうち赤色の部分が贈与するという内容になっています。そのL字の左下も譲受人の農地となっております。説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。まず地元の川井委員さん、菅田委員さん、何かありましたらお願いしたいと思いますけど</p>
菅田委員	<p>菅無田地区の菅田です。先日譲渡人が来られて事務局に行きましたということで、農業委員会で話がありますので、話だけしてくださいということで、現在も塀ブロックで境はついたということですよ。それが少し入っているからその分をすることで、ということですね。あとは、昔は境界がまっすぐしていなかったから今回まっすぐしたために、譲受人の方にちょっと入ったってそれを譲ってもらうっていうことで話がありました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして何か意見がございましたらお願いしたいと思えますけども、質疑に入りたいと思えます。農業委員さん推進委員さんから何か質疑等ありましたら、挙手を持ってお願いします。 ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>この件に関しまして許可することに賛成の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数で許可する事と致します。 それでは引き続き、議案第 16 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めるということで、まず所有権移転が 1 件です。瀬戸郷 785、788-2、田が 2 筆で 3,003 m²、備考のところを見ていただいて、3 名共有になっている土地ですけど、そのうち 1 名の持分 1/3 を別の方に贈与したいということで、実際譲受人が苺苗等を作られている圃場ということで、その後は譲受人が持分 2/3、もう 1 名が持分 1/3 になる予定ということです。贈与となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件 1 番に関しまして補足とか説明等ありましたら農業委員さんお願いしたいですけど、ないようでしたらそのまま質疑応答に移ります。 ご質問等ないでしょうか。</p>

議長	<p>(はいの声)</p> <p>ないようでしたら採決に入りたいと思います。この1番につきまして賛成の方は挙手を持ってお願いいたします。</p>
議長	<p>(挙手)</p> <p>ありがとうございました。賛成多数ということで許可することとしたいと思います。続きまして2番に入ります。</p>
森土雄委員	<p>はい</p>
議長	<p>では引き続き2番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>13ページは貸借権設定の2件あります。1件目、中岳郷の1612-2樹園地、茶畑です。1筆1,167㎡、備考ですが、貸借期限に伴う更新ということで、ただし、この折に借受人を息子さんへ変更するという内容です。経営移譲を今後考えての話ということでございました。利用目的としては茶畑と、賃料は1筆あたりお茶を1.8kg、期間は10年間となっております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件につきまして補足説明等また質疑応答ございましたらお願いしたいと思いますけれども、何もありませんでしょうか。</p> <p>はい</p>
議長	<p>2番につきまして、許可決定という方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可決定といたします。それでは引き続き3番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>3番、坂本郷878-1樹園地、これも茶畑です。1筆1,575㎡、賃料が1筆あたり15,000円、反で約10,000円という設定だと思います。期間が10年間で、相続人2名の同意を得られています。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。3番につきましてご質問等ございましたらお受けしますけれどもありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。3番につきまして許可決定と思われる</p>

議長	<p>方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで、3番につきましても許可ということで進めさせていただきます。それでは引き続き議案第17号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。</p> <p>権利種別は賃借権設定です。2件あります。1件目が八反田郷279と284-1の樹園地、これも茶畑です。2筆2,397㎡、下に書いてありますけども、賃借期限満了に伴う更新です。利用目的は茶畑、賃料は2筆で23,000円、期間が10年間となっております。続けて2件目ですけども、木場郷の1159-1、1160-1、1161-1、1169-1、田4筆、2,262㎡、利用目的が田で、賃料が反9,000円、期間が3年間と、右下の1169-1は1,187㎡のうち951㎡のみ貸付(残地は自分で耕作している)、19ページの地図ですけど、下の方ですね。赤で囲んであるところが申請地で4つありますけど、1番大きい田ですね。左側に伸びている部分があると思いますけど、ここの部分は自分で作るということで、そこを除いた分を貸し付けという内容になっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今2件説明がありましたけど、まず1番に対しまして何かございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>継続ということで特段問題ないかと思えますけど、何もないようでしたら採決に入りたいと思えますけど、1番につきまして許可することと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番につきまして質問等ございましたらお受付しますが、何もないようでしたら採決に移りたいと思えます。2番につきまして許可相当とされる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可する事といたします。</p> <p>続いて議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

20 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。転用です。2 件ございます。

1 件目がまず使用貸借権、彼杵宿郷 649-1、田 1 筆、560 m²、転用施設は一般個人住宅 158.16 m²、転用事由が子へ土地を使用貸借で貸し付け、住宅を建設するためとなっております。

2 件目が所有権移転、こちら売買です。彼杵宿郷 538、539-6、田 2 筆、1,310 m²、障害者日中共同生活支援事業施設 278.24 m²です。社会福祉施設への転用のためとなっております。21 ページは地図です。

1 件目から説明をしていきます。22 ページからが許可申請書になりますけど、まず 23 ページです。この赤で囲んでいるところが申請地ですけど、上の方に誠善舎があって、近くの国道沿いの場所となっております。24 ページが現況の写真です。それぞれの方向から撮ったものとなっております。25 ページが構図です。法務局に登録されている写真の図面ということで、この黄色のところは申請地です。黄色の右側にあるのが国道で、下側にあるのが町道です。26 ページ配置図ですが、横にしてみました右側が国道、下側が町道、上の方に誠善舎があるというような配置になっております。27 ページが被害防除計画書です。造成については①の (1) ですが、ウ現状のまま利用すると、被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由が、申請地は約 30 年前に擁壁を設け、盛土を行い、畑に造成したもので、これまでも周辺農地へ支障を生じさせていない。現状のままということでしたが、ちょっとは土を入れないといけないのではないかなと現地では話をしておりました。②農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置ということで、雨水排水は水路放流となっていて、道路側溝の方に流すということでございました。汚水と雑排水については下水道が隣接しておりますのでそちらに流すという計画でございます。③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置については、隣接農地への通路を確保されている。一般住宅 2 階建てで支障は生じない。ということで問題ないだろうという申請になっております。28 ページが土地の選定に関する調書ということで、1 番のところに、当該申請事業に係る候補地エリアの選定、必要な土地の条件等ということで、「子育て世代であり、小中学校に近いこと。通勤のため駅から近いこと。店舗や病院、公共施設等が周辺にあること。土地取得や造成に費用があまりかからないこと。」ということで、2 番の他に該当するところはなかったですということで、親御さんが持っている土地だったら土地の造成費用もかからないという理由で書かれています。29 ページですが、理由書、一般個人住宅に関しては転用するときに 500 m²以内という県の基準が設けられております。それを超える場合は、理由書を付けてくださいとなっていて、法面部分ですとか通路部分は宅地の有効利用面積から外していいとなっておりますので、それを外して 500 m²以内になるという説明をする理由書を付けております。右側の A と書いてある図面ですけど、誠善舎側の 75 m²相当部分、ここが死地になるということで、この部分を除いた 560 m²から 75 m²引いた 485 m²が宅地有効部分、500 m²以内となっております。30 ページ 31 ページは平面立面図を参考に載せております。

議長	はい、ありがとうございました。今 1 番の方を説明いただきましたけど、私の地域になっていまして、特段親から子への貸し付けということで問題ないかと思えますけど、本日は現地確認の方をしていただいています。宮脇委員さんから福田委員さん、地元 の推進委員の下野委員にしてもらいましたが、何かご意見等ございましたら、説明、 補足等お願いしたいと思います。
宮脇委員	2 番の宮脇です。今朝ほど事務局と今月の立ち合い委員さんとで立ち合いをさせてい ただきました。特に私が感じたところでは問題はないという感じで承っております。 敷地内の保水排水の条件も満たしておられるし、条件的には特に問題ないと思えます し、土壌圃場の意向に沿った条件で許可できるのではないかと判断しまし た。以上でございます。
議長	ありがとうございました。福田さんは。
福田委員	何ともありません。
議長	今宮脇さんから説明していただきましたけど、その他何かご質問等ございましたらお 受けしますけど何かないでしょうか。
森武敏委員	地区番号 2 番森です。単純な質問ですけど、残りの 75 m ² っていうのは、ここは死地と いうことですけど、登記簿上はどうなるのかなと思ひまして、建物の面積としては 500 m ² 以内ということですよ。残りの 75 m ² はどういう使い方になるのかなと思ひま して、
事務局	使い方は本人さんに聞かないと分からないところもありますけど、転用の許可を得る ためにまずは有効部分を示していただかないといけないというふうになっておりまし て、この後ここをどういう風に有効利用されるか分からないですけれども、基本的 には宅地以外の残地みたいな感じで残って、それ以外の部分で転用というか、分筆とか まではしないですけれども、利用していますと、申請上はそういう風にされています。
議長	よろしいでしょうか。実際はこのとがっていて、家を建てられる状態ではないですけ ど、外したって認識でもいいので、例えばここ一覽さらって、この辺おらすとは 危険だとかいうことでもいいですけど、とにかく 500 m ² 以内っていうこと申請する段 階で決まっていますので、そういうことで、今回は 500 m ² にしましたと、あとの A 地 点につきましては本人さんがどういう風に使われるかはよく分からない状況ですけ ど、とりあえずよろしいでしょうか。
森武敏委員	はい

議長	<p>その他質問ないでしょうか。ないようでしたら1番につきまして許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。許可相当ということで県の方に上達したいと思います。引き続き2番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>32ページからが2件目になります。許可申請書については説明を略しますが、2番の許可を受けようとする土地の所在等のところにもありますけど、利用状況が今休耕地となっている所でございます。33ページ事業計画書ということで、店舗とかの事業用の場合はこの書類も提出することになっております。1番の事業の目的及び内容が社会福祉法人による事業、障害者日中共同支援事業施設新型で、定員11名設置、新型とは何ですかと聞いたら、日中も利用できるような施設が最近厚労省から認可されたというような説明をされておりました。2番の利用計画、同上福祉施設整備新設用地として利用、3番現在の事業状況(事業規模)ということで、障害者共同生活事業所8ヶ所運営されている。新たに申請地を取得しなければならない理由、新型事業所の設置、申請地を選定した理由、法人本部及び関係事業所と近く隣接している、接続道路は公道へ直通しており、公道の幅員4.5mということで出ております。34ページは付近の状況ということで、赤に塗っているところが申請地でございます。1から4は、35、36ページの写真の撮影方向です。特に今は何も作られていないような圃場となっています。37ページの構図の黄色のところ申請地で、水色が青線、赤が里道です。黄色の上の方の東側右側542-4と542-1がこちら譲受人の名義になっておまして、令和2年2月に転用の許可がおりまして、建物の完成が11月頃と今日仰っていましたが、既に碎石も入れて、あとは建物が建つようになっております。それを含めて38ページの配置図ですけど、薄いピンクで塗っているところが今回の申請地で、もうちょっと下の方まで通路までありますけど、真ん中に542-1と、その上に542-4と書いてありますけど、ここが既に転用をかけられている土地になります。有料老人ホームもくれん2階建というのがまだ今建ってない建物、今から11月頃までに建つ予定の建物となっております、ピンクが今回の申請地で、このくらいの高さまで上げて、横に木造平屋建ての建物を建てるのと、駐車場を15台分作るというような内容となっております。被害防除計画書が39ページです。造成計画については、盛土最高1.3m、最低1.0m、(2)が土留め工事をする、土留め工事をするため被害の恐れはないとされております。建物の高さを加減する高さ60m程度、エがその他、建物の高さ等を下げ、日照、通風等措置をし耕作に影響しないようにしますと、③排水計画は、雨水排水は水路放流ということで、左の配置図に書いてありますけど542-1のところに汚水と雨水と書いてあって右の4.5mの公道に流すという計画となっております。40ページが農地転用に伴う隣接農地等関係者の承諾書ということで、2番、承諾者の氏名及び条件の有無ということで、535-1、537-1、578-1の所有者が同意をされてお</p>

	<p>ります。ただ、37 ページに戻っていただいて、今同意書が出ていたのが、黄色の申請地の左側の 2 筆、結局 538 が最高 1.5m 埋め上げられるということで、相対的に低くなるということで、水とか流れてくるのではないかっていうのをみんなで話しております。同意書はとられていますけども、改めて本人さん達にその辺もう 1 回確認した方がいいということで、譲受人と事務局の方からも連絡を入れようかなと思っております。あと 41 ページは土地の選定に関する調書と、42 ページは立面図と、説明は省略します。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。この地区も私の担当となっていて、2, 3 日前に譲受人が来られまして、譲渡人から土地を手放したいという話のなかで、申請を挙げましたということで連絡がありました。先ほど事務局から説明がありましたように 542-2 と 542-4 と令和 2 年 2 月に申請が通って、転用許可が下りている訳ですけど、この時にも、この真上に田んぼがありますけども 578-1 ですね、この排水で若干もめまして、今真ん中に水路がありますけど、ここは機能していない水路で、実際この赤の右の方に流れて町道に流れていくような感じで、ここを残してくださいという形をお願いしていましたが、今現在はそういう風に流れております。私たちが心配しているのは先ほど事務局が説明しましたように 537-1 と 535-1 の農地が窪地になってしまって、大雨等、また今回転用されたあとの雨水が流れ込んだりした場合に水浸しになるのではないかとということで、もう 1 度同意の内容の確認のお願いをしたところで、そういうなかで今日現地調査をしております。宮脇委員さん福田委員さんともに現地調査をしていただいたので、補足とかございましたらお願いしたいと思いますけれども、</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>はい、2 番の宮脇です。今事務局と会長から説明がありましたように、今朝、立ち合いをさせていただいて、私たちが感じたのは今会長からも事務局からもご説明ありましたように、周辺農地を守るために農業委員会としてはある程度目配りをして許可をしないといけないのではないかと私も思いますし、その辺からして、今度このなかに出ているように高さ 1.3 から 1.0m くらい上がるということであれば、その下の周辺の農地はそれだけ窪地ができてくると、それに対する雨水排水のそういう処置については、不十分ではないかと感じました。被害防除計画も出ていますけど、その辺からしてもう少し詰めていって、周辺農地の人達を守るような農業委員会であってもいいのではないかと、そういう感じを受けましたので再度その辺を調整させていただいたらなあという風に思っております。私からして、許可相当となるのかどうか最終的にはわかりませんが、その辺も含めての許可相当と出していただけたらなあと思います。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。福田さん</p>
<p>福田委員</p>	<p>3 番福田です。左側を 1.3m 上げられて水が先ですぐ止まってしまっていました。ずっ</p>

	<p>と先に行って水が流れるようになっていけば問題ないのでしょうか、先が全部止まってしまっている状態でしたので、皆さんとお話をしてもう一回、承認をされた方がそこまで納得して、譲受人が恐らくそこまで説明していないと、私は思っていますので、その辺をもう一回確認をしてもらってからした方がいいのではないかなという感じがしました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他の委員さんから聞かれましてご質問とかありましたらお願いしたいと思いますけども</p>
森武敏委員	<p>2番地区の森でございます。配置図の方で確認ですけども38ページですね。これが2筆あるのでしょうかけれども、538番についてはよくわかりますけども、539-6っていうのが尻切れ田んぼになっていますよね。写真については、撮ってありますけど、この辺の前回出された542-1の横かな、例えばとっているわけですけど、この入り口の出入りはわかりますけど。出入りとあと図面ですね。これは配置図自体が付けてないみたいなので、最後までできてないのかなというその質問です。</p>
事務局	<p>提出が結構ぎりぎり、添付がないことを私も言いました。そのあと提出をしておりますが、総会資料に別添するほどの内容ではないとか、その形のまま道路に接続しているということで、特にその雨水の排水がそこにあるわけでもなく、そのまま書いてあるだけという図面だったので、今回添付まではしていなかったところです。37ページの構図の下の部分だけが拡大してあるだけというような感じです。</p>
森武敏委員	<p>539-6の町道との接しているところが両サイド住宅でございますけれども、そこもたぶん出入りにされるのではないかと思ひまして、幅員的な問題もあるのでしょうか、1つの542-1の出入りはわかりますけど、そちらの方の出入りも必要になるのですよね。</p>
事務局	<p>そうですね。通路部分として言われているので、そちらからも出入りできるようになるし、おそらく542-1既に転用の許可を得られているところからも入れるようになると思います。どちらも幅員的に2m程度があると思いますので、建築上の問題はないのかなと思います。</p>
森武敏委員	<p>申請としては2筆で出していますので、539-6も入った配置図も付けるべきだと思います。</p>
事務局	<p>県に出すときは当然付けますけど、皆さんに説明するときは37ページで十分かなと私が判断したもので、添付を省略しています。すみません。</p>
森武敏委員	<p>はい</p>

議長	<p>その他何か質問ないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、先ほど宮脇委員、福田委員からお話が出ましたように、40 ページ同意書いただいていますけど、全て条件なしということで、丸がついています。本当にいま現在の状況を把握しているかどうかというのを、まずは同意していただいた隣接している農地の所有者に事務局の方から確認しながら、実際その 38 ページの図面の横断図あたりがはっきりしていたらよくわかるのかなと思いますけど、断面図が右下についておりますけども、一応水路の確保はした方がいいですね。この辺をどうされるのか、どの辺をするってされているけど、どういう風にどの辺をどうされるのかというのを、あった方がいいのではないかと思ったりもするのですが、その辺を含めた形で。</p>
宮脇委員	<p>2 番の宮脇です。再度すみません。39 ページの排水計画のなかで水路放流というところで○がついておりますよね。しかし、その水路っていうのがほとんどない状態での水路放流ですので、その辺の水路をどういう風に考えておられるのか、その辺を事務局ないし関係者との間で話し合いをされたらいいのではないかなと思いますけど、もうほとんど井手も水路も何もない農地になっていますので、言葉で言えば、水路におりさえすればよかたいの、という感じになっていますけど、そうじゃないということ現場としては確認させていただきました。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今の宮脇委員さんからの指摘がありましたように、協議までは、37 ページの図面に行きますと、今回の、左手から右手の方に、全体を傾けて、水を流すと言われましたけど、この上半分は確かに流れていますけど、下半分はどうなるのかという形でもありますし、あと図面上の水路側の土留め等につきましてもうちちょっと確認していただいて、あとは同意書の内容、同意者が本当に理解しているかどうかというのを含めて事務局から連絡していただけたらと思います。そういう形の中で、その他にも何かございましたらお聞きしたいですけど、</p>
福島委員	<p>平似田地区の福島ですけど、今さっき話が出たように、その排水路の機能はしていないということで、後々問題が発生した場合に、誰が対処するかっていうことをもう一度確認しておかないと、あとあと、どういう結果になるかはっきり分からないですよ。その辺よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>そうですね。以前も排水でここは揉めたところございまして、いま実際水路を通らなくて、水路じゃない所を通して排水しているという面もあって、その辺を含めて事務局で確認をしながら進めていきたいと。</p> <p>今の段階で、さっきのような条件を付けた中で、一応皆さんの採決をとって、足並みがそろい次第、事務局判断で許可をするという形でもよろしいですかね。</p>

福島委員	<p>またそういった遊休農地が増えてきて、そう状況が多分多くなると思うんですね。そういった時にももう一つの対策を添付していただけるように、何か資料に載せていただけないかと</p>
議長	<p>そうですね。申請される方は極力少ない労力で早く申請したいというのが多分あるので、だから足りない部分もやっぱり状況に合わせた中で、また改めて事務局にお願いしたりしながら、正確なそういう書類等を付けていただくような形で、今回の場合は、その水路の件と、それから承諾されている方の確認と、その辺を含めて、事務局に確認していただいた中で判断ということで、許可相当と、許可が出来るかどうか、ということ採決をとりたいと思いますけど、それでよろしいですかね。</p> <p>はい</p>
宮脇委員	<p>これは事業としては急いでおられる状況ですかね。</p>
事務局	<p>スケジュールまでは確認はしていないのですけども。</p>
宮脇委員	<p>そしたら、1ヶ月待って来月の総会で、こういうことになりました、それでよろしいでしょうかと、報告事項をいただいて、申請するという方法はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>急ぎの場合はどう対処しましょうか</p>
山口委員	<p>6番の山口です。今皆さんが仰っていますけど、前回は37ページの542-1を取得される時、いま問題になっている水路ですね、青で細い水路がありますよね。これが無くなっている。それでも、やはり、言い方が、知るか、おいが知るかという話で、上の方に田んぼがありますよね。そこの排水を542-1のところから排水されているんですね。そこを完全に隠してしまって、上の水田の排水は知るかかって感じて言われて、かなり一悶着あったような状況の方なので、やはり皆さんその辺はご存じだと思うので、慎重にされて、その工事のことは、その早くしたいってわかりますけど、そのところを確実にクリアして、許可していただかないと、中途半端な許可相応としていたら、あとあと福島さんが心配されているように、周りの農地が農地でなくなる可能性もあるので、その辺、工事を早くしたいのはわかりますけど、やはりそこははっきりした返事をいただいてからの方がいいと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>事務局としては、皆さんが認めませんということであれば、そこをちゃんと対策してから県に進達しますと、しか言い切れないようなところですよ。</p>
議長	<p>一応こっちの農業委員会で許可相当ということで出しても、県の方に行くので、まあ急ぐ場合はあれですけど、正当、あまり問題がない状況の時は、ちょっとここだけ直</p>

してくださいという形でもいいのかなと、今回は保留ということで次回の総会の折にもう一度協議が出来るように事務局から申請者また同意者に連絡を取って進めていきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

ひとまず議事の方は終わりましたが、6番の農地利用状況調査ということで、この説明をするのにちょっと準備があるので、若干休憩を取ります。10分間、35分まで休憩を取ります。